

## 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

### 1. 金沢の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市は、第一期の金沢市歴史的風致維持向上計画に基づき、金沢城公園整備事業、無電柱化事業、用水整備事業等のハード事業をはじめとして、歴史的建造物の修理修景等に係る助成事業、伝統行事、伝統文化及び工芸技術等への支援等、様々な分野で歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。

その結果、まちの魅力や景観の向上、歴史的建造物の保存及び活用、伝統芸能・工芸技術及び伝統文化・伝統工芸の継承発展を担う人づくりの推進、歴史まちづくりに関する住民意識の向上等、一定の成果を得ることができた。

一方で、依然として歴史的建造物の減少は止まっていること等、第一期の計画からの継続的な課題が残っている。また、急増する外国人を含めた観光客への対応等、社会情勢の変化等に伴う新たな課題も生じている。さらに近年多発している地震に対応していく必要がある。

#### (1) 歴史的建造物に関する課題

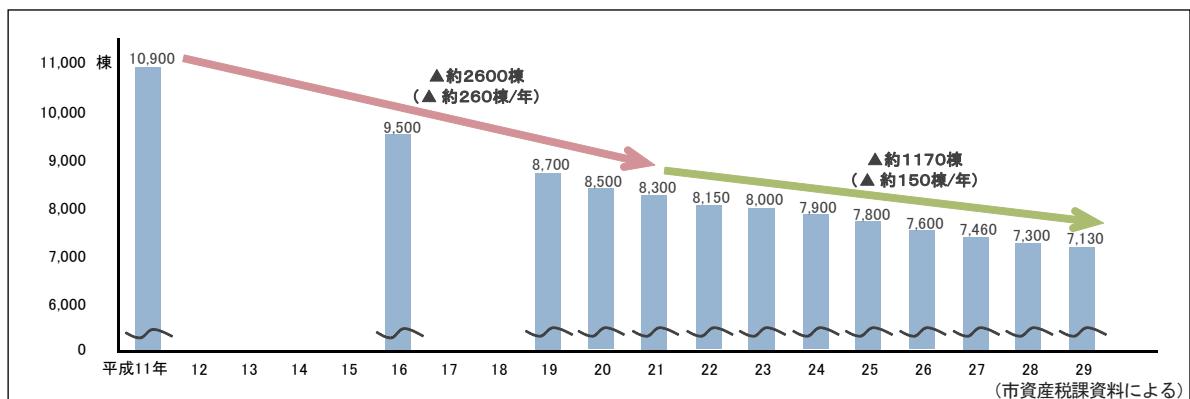
市内に残る歴史的建造物は、歴史的風致を形成する重要な構成要素である。とりわけ本市では昭和25年(1950)以前の木造建築物のうち、町家、武士系住宅、近代和風住宅等の様式を有するものを「金澤町家」として、その保全と活用のための支援事業を実施してきた。

その効果もあり、戦前建築物の件数は、平成11年(1999)から平成21年(2009)の10年間に約2,600棟減少しているのに対し、金沢市歴史的風致維持向上計画(平成20年度～29年度(2008年度～2017年度))認定後の平成21年(2009)から平成29年(2017)の8年間での減少数は約1,170棟と、毎年の減少棟数が減少している。しかし、依然として歴史的建造物の減少は止まっている。

また、令和6年能登半島地震により、多くの歴史的建造物が被害を受けている。



歴史的建造物の減少



まちなか区域における昭和20年以前に建築された木造建物数の推移

また、市内に残る石垣にあっても、歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、市民からその保全について望む意見が寄せられている。しかし、現在それら石垣を保全する具体的な施策は無く、特に民地の石垣は、建築行為等による滅失が懸念されている。

本市では、これまで歴史的建造物について継続的な調査を実施し、明らかとなった価値に基づき、文化財指定等必要な価値付けを行い、財政的、技術的支援を行いながらその保全を図ってきたが、依然として歴史的建造物の修理など維持や保全に関して所有者（管理者）の負担は大きい状況にある。



市内に残る石垣（東兼六町）

## （2）歴史的街並みに関する課題

市内には、城下町を中心に文化財等歴史的建造物が広く分布しているほか、その周辺には、歴史的風致を形成する重要な構成要素である街路や用水などの都市構造が継承されており、歴史を色濃く残す貴重な歴史的街並みが大きな魅力となっている。

本市では、これまで景観の阻害要素の一つである電線類について、主要な幹線道路のほか、伝統的建造物群保存地区や歴史的街並みの一部で無電柱化を進めてきたが、依然、未整備箇所が残っている。

金沢の街に潤いを与え、市民の生活に様々な恵みをもたらしてくれる用水は、貴重な歴史遺産として後代に継承する必要があるが、依然として暗渠となっている箇所は多く残っている。

また、犀川、浅野川の金沢を代表する河川に見る歴史的風致の維持及び向上を図るため、川筋景観の保全に向けた施策を今後さらに展開する必要がある。

本市の歴史的街並みのほとんどが藩政期以来の街路網で形成されており、木造建築が密集している場合が多く、火災などの防災上の観点からまちづくりを進めるとともに、令和6年能登半島地震により被災した歴史的建造物の復旧を進めることも併せて重要である。



景観を阻害する電線類



暗渠化された水路の事例（尾山神社前）左・昭和9年頃 右・現在



### (3) 歴史的建造物の周辺環境に関する課題

文化財等歴史的建造物、歴史的街並みなどで形成された歴史的風致を維持及び向上するためには、その周辺環境において、建築物の高さや屋外広告物、緑地の保全や一般建造物の外観などへの対応が必要となる。

歴史的街並みが残る細街路への過度のマイカーフローは、歩行者の安全を脅かしているだけでなく、歴史的建造物の滅失を伴った路外駐車場の増加による街並みの連続性喪失の一因にもなっている。

平成27年（2015）3月に、北陸新幹線の東京—金沢間が開業し、広域観光をより一層推進しやすい環境が整ったことや、令和2年（2020）の東京オリンピック・パラリンピック開催決定などの社会環境の変化が重なり、本市を訪れる旅行客は外国人を含め急増しており、受け入れ環境の整備を進める必要がある。



高層建築による高さの不調和



細街路に進入するマイカー

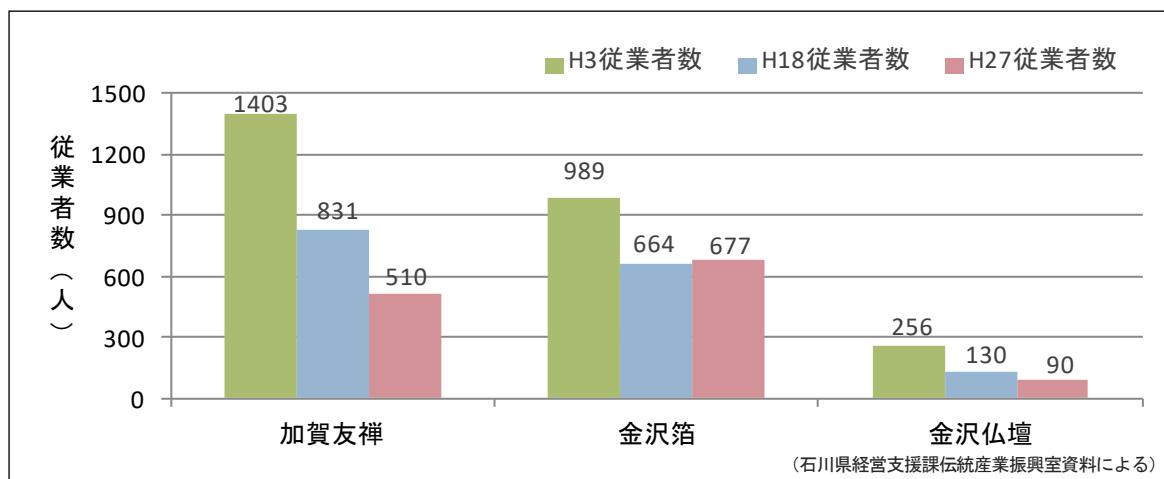
#### (4) 伝統行事、伝統文化及び工芸技術に関する課題

藩政期以来の貴重な有形歴史遺産とともに、無形の歴史遺産である伝統行事や伝統文化、工芸技術は、金沢の歴史的風致に厚みと奥行きを感じさせる重要な要素である。一方で、現在それらの後継者不足や保存意識が低下している状況にある。

金沢の各地域では、季節ごとに宗教行事や民俗行事といった様々な伝統行事が寺社や町会等を中心として催されているが、近年の少子高齢化等による人口減少や地域コミュニティの希薄化といった社会環境の変化による、伝統行事の保存や継承が困難となっている。

金沢の伝統文化としては、「加賀宝生」や「加賀万歳」、「金沢素戔子」といった伝統芸能を無形文化財または民俗文化財に指定し、保存会を中心として保存、継承に取り組んでいる。しかしながら、広く市民が身近に接する機会として、各芸能の稽古、発表の場が十分ではない。

金沢の伝統産業である「茶の湯釜」、「二俣和紙」、「金沢和傘」などは、需要の減少や代替品の普及、原材料の不足などから携わる職人の減少が顕著で、希少伝統産業となっている。このような従業員数の減少は、「加賀友禅」や「金沢仏壇」、「金沢箔」などにも見られる。



主要な伝統工芸産業の従業者数の推移

## 2. 既存計画

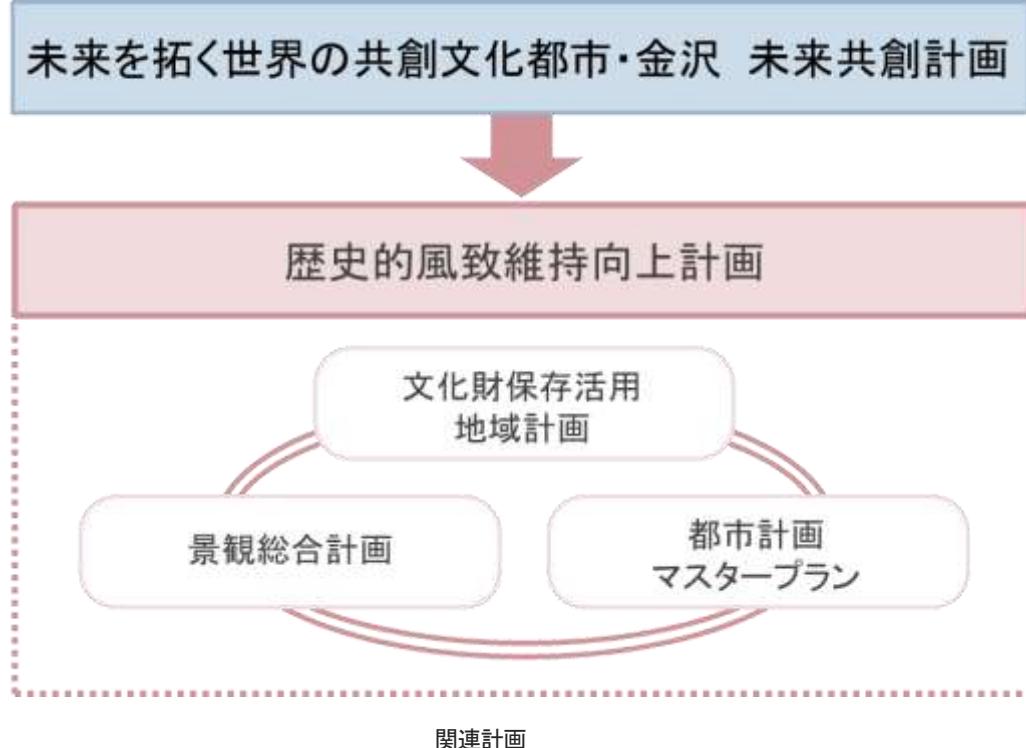
令和6年（2024）に「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢 未来共創計画」を策定し、これまでのまちづくりの基本を受継ぎながらも、心豊かで活力ある未来の金沢を、すべての人々と共に創りあげていくことを目指している。

このため、本市は金沢の歴史的風致を貴重な歴史文化資産と位置付け、その保存、整備、活用を行うことにより、世界に誇る伝統と創造の文化が息づくまちとして魅力づくりを行うことを行政の大きな柱のひとつとしている。

歴史的風致維持向上計画を策定し、計画に基づき歴史的風致の維持及び向上を図ることは、本市の目指す世界の共創文化都市・金沢の実現に向けての実効性のある施策といえる。

本計画に関連する本市の主な計画は以下のとおりである。

- 「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢 未来共創計画」
- 「金沢市都市計画マスタープラン」
- 「金沢市景観総合計画」
- 「金沢市文化財保存活用地域計画」





関連計画相関概念図

## (1) 総合計画

### 未来を拓く世界の共創文化都市・金沢 未来共創計画

「未来共創計画」は令和5（2023）年12月に議決を受けた本市のまちづくりの指針である金沢市都市像「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢」の実現に向けた行動計画として、令和6（2024）年2月に策定された。

本計画は、都市像に掲げる5つの基本方針ごとに講じるべき主要な施策を取りまとめた市政運営の最上位計画である。



## (2) 都市計画マスターplan

金沢市都市計画マスターplanは、平成31年（2019）3月に改定された、おおむね20年後を見据えた計画である。金沢市における都市の将来像と基本方針、土地利用など都市まちづくりの方針を明らかにすることにより、都市計画の総合的、長期的な指針としての役割を果たすものである。

### ◆都市の将来像

市民とともに つくりあげる  
持続的に成長する成熟都市

### ◆基本方針

市民が主役の持続可能なまちづくり

金沢らしい資産を守り・磨き上げ・活かすことで、成長・発展していく  
交流拠点都市の形成

中心市街地を核とした都市機能の集積と  
公共交通重要路線沿線へ居住が誘導された  
集約都市（軸線強化型都市構造）の形成

都市と良好な農林業・自然環境との共生によって、  
市民誰もが安全で快適に暮らし働ける

環境共生都市の形成

## ◆都市づくりの方針

- 土地利用の方針
- 都市基盤整備の方針（市街地基盤づくり）
- 交通施設等整備の方針（交通体系づくり）
- 公園緑地整備の方針（憩いの場づくり）
- 農地と森林の整備、保全、活用の方針（農林基盤づくり）
- 都市環境・景観形成の方針（自然と歴史を活かした景観づくり）
- 安全安心な都市づくりの方針（安全安心な環境づくり）
- 主な供給処理施設整備の方針（生活基盤づくり）
- 公共公益施設整備の方針（市民生活を支える施設づくり）
- 市民参加・協働のまちづくり方針

## 地域別構想（地域に根ざした構想）

### 【地域区分】地域別まちづくり方針

（小学校下を基本とした町会連合会の9ブロックと同じ9地域に分類）

### (3) 景観計画

金沢市景観総合計画は、平成21年（2009）7月に策定された、本市における景観まちづくりの長期的な行動指針となる総合計画である。基本理念として「特色ある自然・風土を保全・活用した景観形成」、「歴史的資産を継承した景観形成」、「地域の時間と暮らしに根ざした景観形成」を掲げ「風格と魅力を兼ね備えた世界都市・金沢」を景観目標像としている。

#### 金沢市景観総合計画（平成21年7月）

##### （1）従来の景観施策の基本理念を継承・発展

◇平成4年（1992）に策定した「金沢市都市景観形成基本計画」を継承、発展させるとともに、本市における今後の景観形成の理念、基本的な考え方や目標を示す。

##### （2）将来を見据えた新たな視点の追加

◇近年の社会情勢や都市構造の変化を反映し、新たに景観形成に向けた課題と方向性を把握する。  
◇これまでの本市における景観形成の取り組みとその成果を検証するとともに、将来的な視点からみた良好な景観形成の実現に向けた施策の体系化と具体的手法を整理する。

##### （3）景観法等各種法制度の活用

◇景観法の施行を受け、本市においても景観法の活用による景観誘導の推進を視野に入れた内容の計画とする。  
◇本市における景観誘導施策の効果や現状を踏まえ、景観法や都市計画法、文化財保護法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法など、関連する法制度の活用や条例との連携等による、総合的な景観誘導施策の展開方針を明らかにする。

##### （4）全市域を対象とした景観誘導

◇対象地域は、郊外部も含めた「市全域」に拡大し、これらに対応した、新たなマスタープランとして内容を充足し、景観を誘導する。  
◇景観特性（景域、拠点・軸）や、景観の構造（時間・暮らし軸）を再確認する。  
◇市内各地域における景観の現状を把握し、景観形成に向けて必要な施策展開の方針を示す。

##### （5）協働による景観まちづくり体制の充実・強化

◇美しい景観のまちづくりに向け、市民、事業者、設計者、施工者、行政の協働による施策推進体制の充実、強化を図る。  
◇市民の参画により、地域の暮らしや歴史、文化に根ざした景観を掘り起こし、より魅力ある景観まちづくりを展開する。

#### (4) 金沢市文化財保存活用地域計画 -歴史文化遺産保存活用マスターplan及び行動計画-

文化財保護法改定により新たに創設された文化財保存活用地域計画に基づき、これまでの歴史文化基本構想に基づく「金沢市歴史遺産保存活用マスターplan (平成21年(2009)3月策定)」を抜本的に見直し、「金沢市文化財保存活用地域計画-歴史文化遺産保存活用マスターplan及び行動計画-」を策定し、令和3年(2021)12月17日に文化庁の認定を受けた。

その特徴として、

- ①指定文化財等に限らず、未指定の歴史文化遺産も対象に含めている
  - ②文化財等を一定のテーマでまとめた12の「関連文化財群」を設置
  - ③関連施策を重点的に実施する5つの「文化財保存活用区域」を設定
- などが挙げられる。

計画期間は、令和3年度(2021)～令和9年度(2027)の7年間とし、既に策定されている「金沢市歴史的風致維持向上計画(第2期)」の完了年度と合わせることで、文化財保護法で求められている、歴史的風致維持向上計画との調和を図ることとの整合を取っている。



## (5) 国指定文化財の保存活用（管理）計画

保存活用管理計画は指定文化財に関して、個々の文化財が有する本質的価値と、規模、形態、性質などの現状に応じて、所有者または管理団体が本質的な価値を確実に守るための保存、管理のあり方を検討し、必要な事項を定めるものである。

現在、国指定文化財において本市管理5件、石川県管理2件を策定しており、それらを以下に示す。

### ①国史跡加賀藩主前田家墓所保存管理計画（平成22年3月）

加賀藩主前田家墓所は、江戸時代、加賀・能登・越中3ヵ国を領有した加賀藩主前田家の歴代藩主とその正室・側室・子女らの墓からなり、金沢城下の中心である金沢城からは南方へ約3.5kmに位置する野田山山頂付近に造営されている。平成16年度～19年度（2004年度～2007年度）にかけて実施された詳細調査で墓所の持つ本質的価値及び文化財としての重要性が明らかになったことから、平成21年（2009）2月12日に富山県高岡市の二代前田利長墓所と一体で国史跡「加賀藩主前田家墓所」として指定された。これを受け、史跡加賀藩主前田家墓所保存管理計画策定委員会の指導助言のもと、保存管理計画を平成21年度（2009年度）に策定した。



保存管理計画は第1章から第6章及び関連資料からなる。第1章では計画策定の目的と基本方針を示し、第2章で史跡の概要、第3章で史跡の現状を述べて史跡の特性を明らかにした上で、第4章では史跡を構成する要素として本質的要素とその他の要素の2つに分け、各々の構成要素を抽出したうえで、それに応じた保存管理の方法を設定し、さらに現状変更等の取扱区分と手続き等を明示した。第5章では、整備・活用の基本方針として「墓所の本質的価値の保存と後世への伝達」「墓所の公開活用と来訪者の便益性」「加賀藩の歴史資産と連携した活用」の3つを示した。続く第6章では、これまで<sup>初代前田利家</sup>の墓所として保存管理と整備・活用の方針に従い、史跡の運営及び体制の整備に関する基本方針を示した。

本計画策定を受け、平成22年度（2010年度）に整備基本計画を策定、平成23年度（2011年度）からは参道整備、<sup>せきびょう</sup>石廟復原及び案内看板設置等の史跡整備に着手している。

### ②国史跡辰巳用水保存管理計画（平成23年3月）

国指定史跡辰巳用水保存管理計画は、平成22年（2010）2月22日に辰巳用水が国史跡に指定されたことに伴い、平成22年度（2010年度）に学識経験者等により構成される同計画策定委員会を組織し、保存管理、整備活用、運営体制の基本方針を示す計画を策定した。

「第4章 保存管理」では、辰巳用水が今なお現役の用水であり、藩政期の土木遺産の両面を兼ねていることから、文化財指定地を「本質的要素」、「その他の要素」、「構成要素以外のもの」の3つの区域に分け、各区域の特性に応じた保存管理の方針を定めた。また、区域ごとに現状変更等の取扱基準を定め、基本的には現状変更を認めないが、水路の保守に必要な現状変更等については文化財の価値に及ぼす影響が軽微な場合には認めることとした。

「第5章 整備・活用」では、整備や公開活用の基本的な考え方を定めた。

その後、平成23年度（2011年度）に整備基本計画を策定し、平成24年度（2012年度）より基本設計、平成25年度（2013年度）に実施設計を行い、<sup>隧道</sup>の補修工事や説明看板等の整備に着手している。



隧道の補修



説明看板の設置

#### ③国名勝末净水場園地保存管理計画（平成23年3月）

国指定名勝末净水場園地保存管理計画は、平成22年（2010）2月22日に末净水場園地が国名勝に指定されたことに伴い、平成21年度～22年度（2009年度～2010年度）にかけて学識経験者等により構成される同計画策定委員会を組織し、保存管理、整備活用、運営体制の基本方針を示す計画を策定した。

「第4章 保存管理」では、昭和初期の近代化遺産としての価値をもつとともに、末净水場が現役稼働中の净水施設であることから、文化財指定地を「本質的要素」、「本質的要素と密接に関連する要素」、「その他の諸要素」の3つの区域に分け、各区域の特性に応じた保存管理の方針を定めた。また、区域ごとに現状変更等の取扱基準を定め、基本的には現状変更を認めないが、水道施設の保守に必要な現状変更等については文化財の価値に及ぼす影響が軽微な場合には認めることとした。

「第5章 整備・活用の基本方針」では、整備や公開活用の基本的な考え方を定めた。

その後、平成 23 年度（2011 年度）に整備基本計画書を策定し、最終的には、前庭復元整備、旧着水井上屋復元整備、周辺の環境整備（園路および  
俯瞰場所の整備）、通年公開区域の拡大を行った。



整備された前庭ならびに旧着水井上屋

#### ④国史跡金沢城跡保存活用計画（令和3年3月）

金沢城は、明治 2 年（1869）の版籍奉還で城を明け渡すまでの約 300 年間、前田家が加賀、能登、越中三カ国にわたる約百万石の所領を治めた、加賀藩の政治、経済、文化の中心であった。明治 4 年（1871）に金谷出丸（現在、尾山神社）を除く城域は、兵部省（後に陸軍省）管轄となり、次いで第二次世界大戦後の昭和 24 年（1949）に文部省所管の金沢大学が開学し大学キャンパスとして利用されてきた。平成 7 年（1995）の金沢大学城内キャンパスの移転終了後、石川県は平成 8 年に金沢城跡を県民共有の財産と位置付けて国から取得し、平成 13 年（2001）に都市公園「金沢城公園」を開設した。平成 20 年（2008）6 月には国の史跡に指定されている。



金沢城跡（令和2年10月撮影）

平成 23 年（2011）4 月に「史跡金沢城跡保存管理計画」を策定してからおおよそ 10 年が経過し、今後の保存管理及び整備活用において、現況に即した計画の見直しと、史跡の活用にも重点を置いた計画への改定が必要となることから、管理団体である石川県が策定委員会を設置して金沢市とともに検討を行い、令和 3 年（2021）3 月に「史跡金沢城跡保存活用計画」を策定した。

計画では、調査研究、保存管理、活用、整備、運営・体制の各項目において現状を把握して課題を抽出し、課題を克服するための方向性と方法を示している。また、重点的に取り組みを進める施策として、丸の内園地石垣の保全対策と二の丸御殿の復元整備を位置付けている。

**⑤国史跡辰巳用水 附 土清水塩硝蔵跡保存管理計画（平成26年3月）**

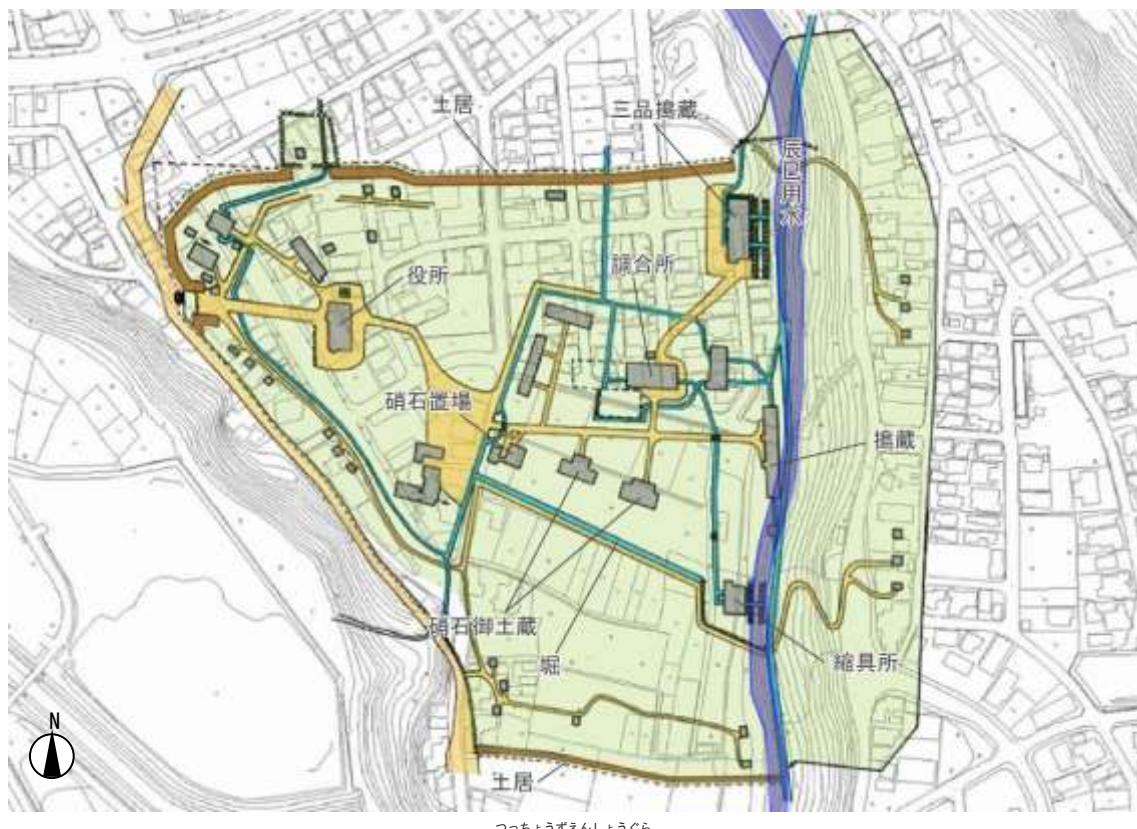
つちょううずえんしょくぐら

土清水塩硝蔵跡は、加賀藩が辰巳用水の水流を利用して黒色火薬を製造した施設である。

平成19年度～22年度（2007年度～2010年度）にかけて実施された発掘調査で遺構が確認され、辰巳用水との密接な関連が明らかになったことから、平成25年（2013）3月27日に史跡「辰巳用水」の附つけたりとして追加指定された。これを受け、土清水塩硝蔵跡整備検討委員会の指導助言のもと、追加指定箇所の特性を反映した保存管理計画を平成25年度（2013年度）に策定した。

保存管理計画は第1章から第6章及び関連資料からなる。第1章では計画策定の目的と基本方針を示し、第2章で史跡の概要、第3章で史跡の現状を述べて史跡の特性を明らかにした上で、第4章では指定地を平地部と斜面部の2区域に分け、各々の構成要素を抽出したうえで、それぞれに応じた保存管理の方法を設定し、さらに現状変更等の取扱区分と手続き等を明示した。第5章では、整備・活用の基本方針とその方法を示し、効果的な活用のための重点的な整備として、「史跡の本質的な価値を可視化し、その魅力を多くの人々に伝えることのできるような史跡整備を実施する」とした。その基本の方針は、「硝石御土蔵」「しうせきおんどぞう」つきぐら「しうくぐしお」など主要施設の遺構が残存する箇所を史跡整備の中核とし、それらの復元整備を目指すこととした。続く第6章では、これまで示された保存管理と整備・活用の方針に従い、史跡の管理運営に関する基本方針を示した。

本計画策定を受け、平成26年度（2014年度）に整備基本計画を策定、平成27年度（2015年度）からは史跡整備用地の取得に着手している。



## ⑥国特別名勝兼六園保存管理計画（平成27年3月）

兼六園は、江戸時代の代表的な林泉回遊式大名庭園の特徴を今に残している。もともと兼六園は、金沢城の外郭に位置する外庭であり、延宝4年（1676）に加賀藩五代藩主綱紀が築庭にかかり、竹沢御殿（十二代藩主斉広の隠居所）が置かれた時代を経て、十三代藩主斉泰が大改修のうえ、今にみる庭園の基礎を概成させた。

明治7年（1874）の一般開放以降、我が国の代表的な大名庭園として、また、県民の憩いの庭として、長きに渡って親しまれている。大正11年（1922）3月8日には、宏大、幽邃、人力、蒼古、水泉、眺望の六勝を兼ね備えているとの理由から国の名勝に指定され、さらに昭和60年（1985）3月20日に特別名勝に指定された。

保存管理計画はこの貴重な文化財庭園をより良い形で後世に引き継ぐため、その本質的価値と構成要素を明確にするとともに、指定理由である六勝を適切に保全していくための基本方針と保存管理の方法及び現状変更等の取扱基準の策定等を目的として、管理団体である石川県が、平成25年度～26年度（2013年度～2014年度）に文化庁と「特別名勝兼六園保存管理計画策定委員会」の指導、助言を得ながら検討を行い、平成27年（2015）3月に策定したものである。

計画書では、第3章で現状と課題について把握するとともに、第5章では構成要素を明確にして保存管理の方針や現状変更等の取扱基準を具体的に示し、第6章では整備活用、第7章では運営体制及び今後の課題についてまとめている。



兼六園

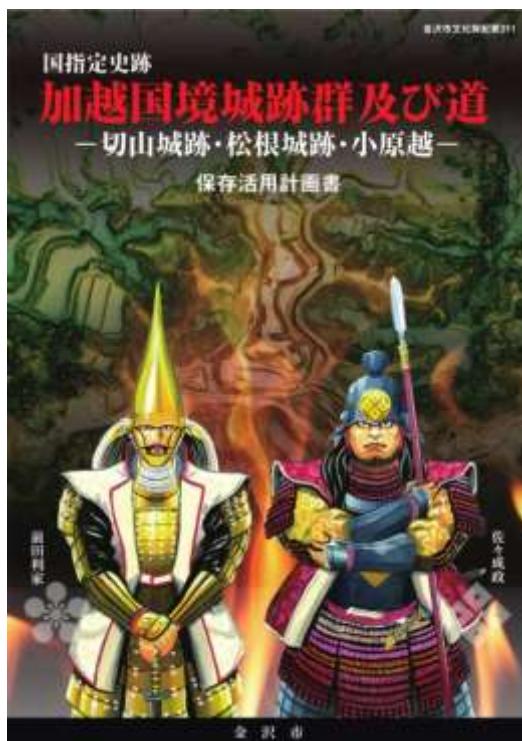
## ⑦国史跡加越国境城跡群及び道保存活用計画（平成29年3月）

本計画は、平成27年（2015）10月7日に「加越国境城跡群及び道 切山城跡 松根城跡 小原越」が国史跡に指定されたことに伴い、平成28年度（2016年度）に学識経験者等により構成される同保存整備検討委員会を組織し、保存、活用、整備、運営、体制の整備に関する保存活用計画を策定した。

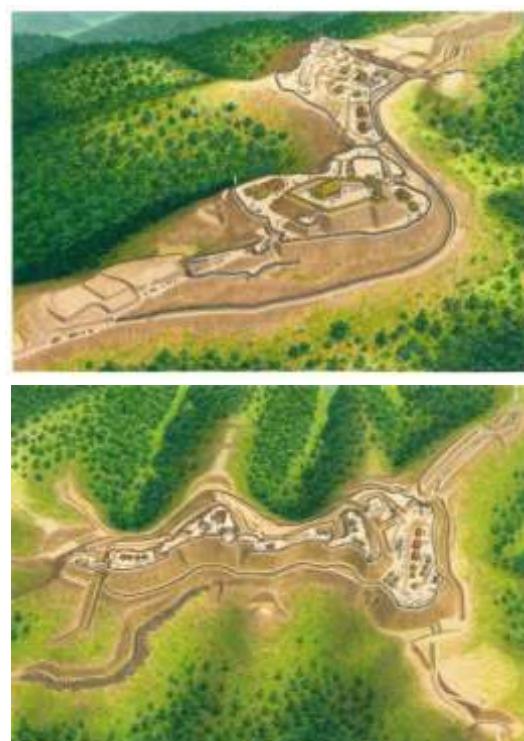
本計画では、史跡の本質的価値として、「前田利家と佐々成政の攻防を示す城跡群」、「街道と城の関係を示す城跡群と道」、「城郭によって、街道が切断されていること」、「中世から近世の道の変遷が推定できること」の4点を明示した。そして、本質的価値を構成する要素として、城郭そのものに関する遺構及び現況で確認できる道、発掘で確認された道、存在が予想される「のろし台」などを挙げ、積極的かつ優先的に保存・活用されるべき要素と規定した。

この本質的価値と構成要素について、山間部に所在する遺跡の特性と問題点等を把握した上で、史跡の望ましい将来像として大綱及び基本方針を設定した。

大綱では、史跡を将来にわたって確実に伝えていくために、現存遺構の適切な保護や遺構の視認及び眺望確保を行った上で、学術的成果に基づく環境整備を実施するとともに、山林地特有の課題であるクマ・イノシシ対策を行った上で保存・活用に努める旨やその他の城跡や道についても追加指定を目指して調査・研究を続けていくことが示された。この大綱・基本方針に沿って、保存、活用、整備、運営・体制の整備の方向性や方法などが示されている。



保存活用計画書



復元イラスト 上・切山城跡 下・松根城跡

## (6) 農業振興地域整備計画

本計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき昭和47年（1972）3月に策定された、本市の総合的な農業振興の計画である。策定以降、定期的に内容の見直しを行っており、直近では平成26年（2014）12月に見直しを行い、本市における土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意しながら、優良な農地の確保や保全、農業振興のための各種施策の計画的な実施を図ることとしている。

また、第1から第8までの計画から構成され、「第1 農用地利用計画」の中では、土地利用の方向性として、都市計画との調整を図り、都市的土地区域は住宅地や工業・流通地などとして計画的に配置し、一層の高度化、活性化を進めることとし、それ以外の地域については、集団的優良農地を確保し、地域農業の担い手育成や生産性の向上、農地・農村の持つ多面的機能の維持発揮を推進することとしている。

「第2 農業生産基盤の整備開発計画」では、将来にわたって優良農地を確保し、担い手への農地集積を進め、農作業の効率化、省力化を図るために、ほ場の大型化や水利施設の設置及び更新等を推進することとし、「第3 農用地等の保全計画」では、新規就農者等借受け希望者に斡旋することや、認定農業者や集落営農組織への利用集積を図るほか、市民農園やオーナー農園などの設置を支援し、有効利用を推進するとともに、耕作放棄地の発生を防止するため、国の交付金などを活用し、地域ぐるみの活動を通じて農用地等の保全活動を推進することとしている。

「第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」では、主な営農類型ごとの担い手の経営目標を定め、地域における他産業従事者と同等の年間所得及び年間労働時間の水準を確保できる企業的農業経営体を育成し、また、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標としている。この目標の達成をめざし、地域農業を支える担い手を育成していくために、地域での話し合いをもとに、地域の担い手を明確にし、認定農業者の面的な農地集積等による規模拡大、集落営農のリーダー、オペレーターの育成等による組織化及び法人化などの取り組みを促進することとしている。

「第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」では、新規就農希望者が野菜づくりの技術等を習得するために設置した金沢農業大学校の研修内容を充実するとともに、研修修了者をはじめとした新規就農者や農業参入を希望する企業等が円滑に就農できるように、農地を斡旋し、農地の借上げや基盤整備、機械施設整備などの初期投資に助成するほか、就農アドバイザーを派遣し、農業経営全般について指導助言し支援することとしている。

## (7) 金沢市持続可能な観光振興推進計画 2021

国内外からの多くの旅行者が訪れ、企業活動の活発化等によりまちなかが活気づく一方で、旅行者の集中による混雑や交通渋滞の発生等、市民生活への影響も生じていることから、市民生活と調和した観光まちづくりが求められている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により世界的に観光のあり方が変化し、今後、北陸新幹線敦賀延伸も控えていることから、これまで以上に戦略的な施策の展開が必要であり、令和3年度（2021年度）からの5年間で本市が取り組むべき観光戦略を策定したものである。市民生活と調和した持続可能な観光振興を推進していくこととしている。

金沢市持続可能な観光振興推進計画2021の戦略テーマ

計画期間：2021年度～2025年度

### 市民と旅行者が共感を深め、「ほんもの」を未来へと紡いでいくまち

金沢の観光がめざす姿

#### 「ほんもの」を継承し、世界をひきつけるまち

旅行者のほんものへの感度の向上や金沢の文化や市民生活に敬意を払っていただくための機運の醸成に向けた施策を積極的に展開し、旅行者の満足度と市民の幸福度を共に高める「質の観光」をさらに進めます。

#### 訪れるたび感動があり、長くいるほど奥行きが感じられるまち

金沢の多様で豊かな自然は、市民生活を彩り、繊細な美意識を醸成してきました。恵まれた自然環境を活かし、また歴史と風土に根差しながら、訪れるたびに新しい発見がある金沢、長く滞在するほど知的好奇心が満たされる金沢をめざします。

#### 住む人と訪れる人が価値を共創するまち

金沢の自然・文化や市民生活を尊重し、旅先での意識や行動に責任を持つ旅行者と、足元にある地域資源を見直し、旅行者に親近感を持つ市民が新たな関係性を築き、金沢が大切にしてきた文化や暮らしの価値を、市民と旅行者がともに高めていくことをめざします。

#### 新たな観光マネジメントをリードするまち

関係自治体と連携を強化して新たな広域観光・周遊観光を創造するとともに、デジタル技術の活用により、働き方・生き方の変容にも対応し、ヒューマンスケールな新たな観光マネジメントの形を金沢から発信していきます。

### 数値目標

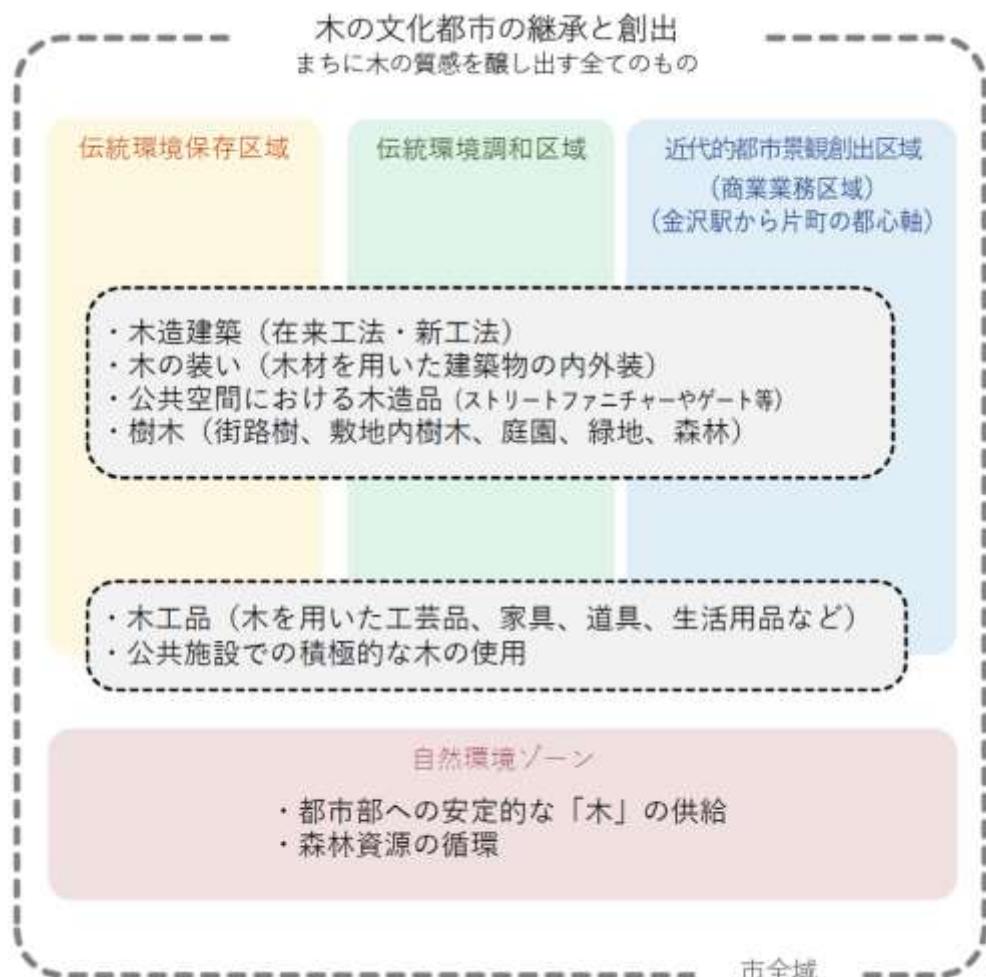
指標	令和元年(2019年)	令和7年(2025年)
■ 年間宿泊者数	343.1万人	377.7万人
■ 年間外国人宿泊者数	61.3万人	82.1万人
■ 観光入込客数(金沢地域)	1,068万人	1,101万人
■ 金沢旅行の満足度(日本人)	92.8%	95%以上
■ 金沢旅行の満足度(外国人)	97.4%	95%以上維持

各種施策の推進効果を測るために必要な下記項目については、令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、データ収集方法やアンケート内容等の検討を行った上で調査をしていきます。

金沢の観光のあり方に関する市民満足度／1人あたりの旅行消費額／日本人の金沢へのリピート率  
旅行先としての金沢の認知度／旅行先としての金沢への来訪意向

## (8) 「木の文化都市・金沢」の継承と創出に向けて

金沢が歴史都市として都市の魅力と品格を高めるため、歴史的重層性が醸し出す「過去」と「現在」の豊かな資産を保全、活用しつつ、「未来」への挑戦として、金沢の建築構造の基本である「木」にこだわったまちづくりを推進し、歴史と調和した金沢ならではの都市空間として「木の文化都市・金沢」を創出していく。



### 今後取り組むべき6つの柱

「木の文化都市・金沢」の継承と創出

公共施設での積極的な木の活用

民間施設への木の活用を促進

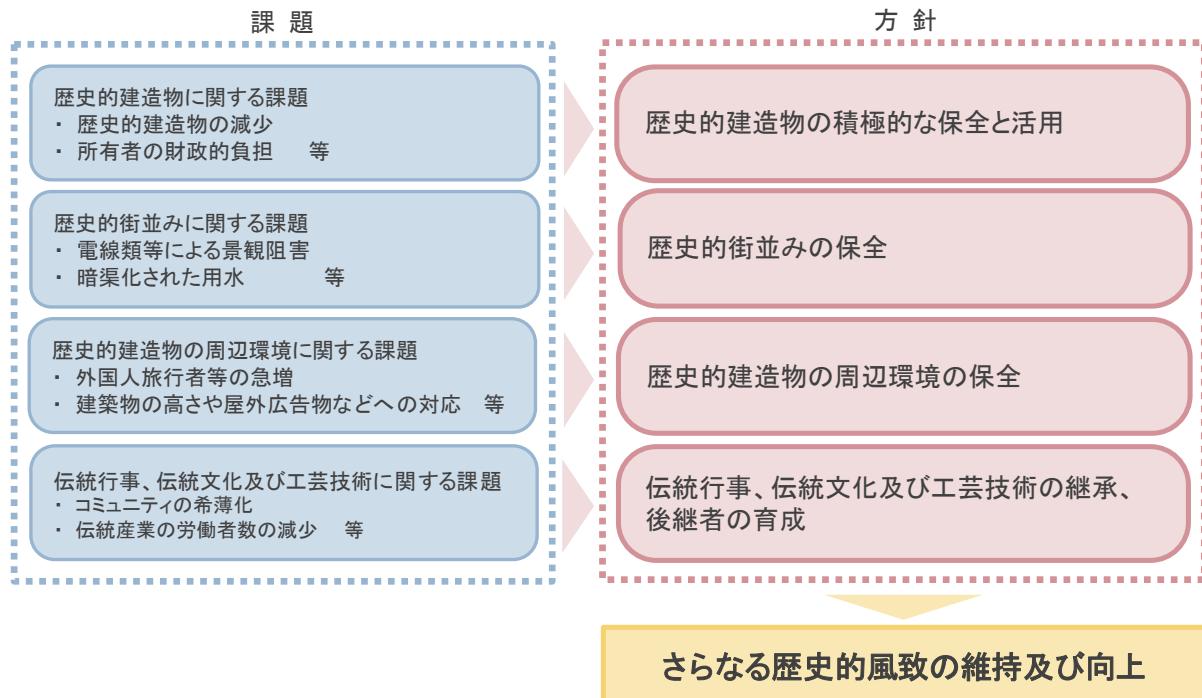
暮らしや生業の中での木の活用

木をめぐる循環型社会の確立

木の文化都市を支える金沢型推進体制の構築

## 3. 金沢の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

先述の課題等を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上を引き続き図るための方針を以下に整理する。



### (1) 歴史的建造物の積極的な保全と活用

貴重な歴史的建造物については、順次調査を実施しその価値を再評価するとともに、未知の文化財についても積極的な掘り起こしを進めることで、その価値を明らかにする。

具体的な取り組みとして、「金澤町家」の市内悉皆調査と必要に応じた詳細調査を実施し、歴史的風致の重要な構成要素である歴史的建造物の保全と活用を図るほか、価値の高い歴史的建造物について、文化財指定等の推進を図る。

さらに、旧城下町の重要な歴史遺産についても、発掘調査だけでなく詳細な史料調査と研究に基づき、長期的視野での復元を検討する。

また、良好な景観を形成している石垣については、歴史的風致形成建造物としての位置付けを推進する。

歴史的建造物を保全、活用するための支援制度に関する方針については、既存の条例などによる支援の取り組みを継続するとともに、必要に応じて保全、活用のための支援制度拡充を検討する。

具体的な取り組みとして、指定文化財などの価値付けされた建造物における支援制度の継続や、石垣を保全するための新たな財政的支援策の検討、平成28年（2016）に開館した金澤町家情報館の活用を図る。

また、令和6年能登半島地震により被災した歴史的建造物の復旧支援を行う。

## (2) 歴史的街並みの保全

歴史的風致を形成する重要な構成要素である街路や用水などの都市構造を継承する貴重な歴史的街並みにあっては、これまで取り組んできた歴史的文脈に沿った整備を引き続き進め、市民や訪日外国人を含めた旅行客が歴史的風致に親しむことのできる歴史的街並みの保全を進める。

具体的な取り組みとして、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化事業や、街に潤いとやすらぎを与える用水開渠化、通水の確保、歴史にふれながら散策できる安全な歩行空間の整備、こまちなみ保存区域の更なる保全などを検討、推進し、歴史都市としてのまちの魅力をより一層高めることで、市民がまちに誇りを持つとともに、訪日外国人を含めた旅行客の満足度向上やインバウンドの促進といった歴史・文化を活かした観光振興も図る。

また、犀川、浅野川の金沢を代表する河川の歴史的街並みの保全を図るため、「犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例」（以下、「川筋景観条例」という）（平成29年（2017）3月制定）に基づく、各種施策を展開する。

具体的な取り組みとして、川筋景観保全基準の設定や保全区域内での建築行為等に対する助言、指導、必要に応じ技術的、財政的支援を行うことで、河川に見る歴史的風致の維持及び向上を図る。

防災上の観点から、歴史的街並みを保全するための方針として、住民の防災意識を高揚するため、関係機関との協働による訓練を実施するとともに、拠点となる防災広場等の施設を積極的に整備し、防災力の向上を図る。また、令和6年能登半島地震により被災した地域の歴史的街並みの保全を図る。

## (3) 歴史的建造物の周辺環境の保全

歴史的建造物の周辺環境の保全を図るため、まちづくりに関わる諸制度を積極的に活用する。

具体的な取り組みとして、歴史的建造物や歴史的街並みの周辺における建築物の高さ規制強化や屋外広告物の規制強化についてさらなる検討を行う。

周辺環境に大きな影響を与えているマイカーの進入については、「第2次金沢交通戦略」に基づき、「歩行者と公共交通を優先するまちづくり」と「まちなかを核にネットワークでつなぐまちづくり」を推進し、交通ネットワークの再構築や交通機能の連携強化に努める。

具体的な取り組みとして、マイカー利用の抑制を図るため、公共交通のサービス水準を向上させるとともに、パーク・アンド・ライドを推進するための環境整備を進める。さらに、「金沢市公共交通利用促進条例」や「金沢市歩けるまちづくり条例」など、市独自条例による市民の意識啓発を図り、ハードとソフトの両面からまちづくりを推進する。

旅行者の増加に伴う対策として、外国人旅行者等の受け入れ環境を整備するため、本市の歴史的風致を「正しく」、「わかりやすく」伝えることを基本方針として、ソフト面を中心とし

た事業を実施する。

具体的な取り組みとして、歴史的風致を紹介するサインの整備や、周遊性の向上、金沢の歴史、文化への理解を深めるための案内板等の多言語化、言語や習慣の違いを踏まえた接遇の向上、外国語による案内のための歴史、文化ガイドリーダー育成等に係る事業を進める。

#### (4) 伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者の育成

伝統行事の保存、継承を図るための方針として、地域コミュニティの活性化等により、地域の結びつきを再構築するとともに、各伝統行事の歴史的価値の再認識と確実な継承を図る。

具体的な取り組みとして、地域コミュニティの活性化等に関する各施策を推進し、地域の活性化を図るとともに、活動内容や変遷等の記録、保存等を行うことで次世代への確実な継承に繋げる。

伝統文化としての伝統芸能の継承、後継者育成を図るための方針として、次世代を担う子どもや地域住民の人材育成を図り、貴重な伝統文化を後世に守り伝えていくための市民と行政の協働体制の構築を図る。

具体的な取り組みとして、子どもを対象とした伝統芸能に関する各種講座を開催することにより、若年から金沢の伝統芸能に親しむ機会を設け、後継者の発掘、育成の足がかりとするほか、伝統芸能伝習者への支援を継続、拡充し、芸能部門の後継者育成に努めるなど、金沢への愛着をより深める施策を推進する。

工芸技術の継承、後継者育成を図るための方針として、伝統産業の振興を図るための環境整備や各種施策を積極的に推進する。

具体的な取り組みとして、工房の新規開設を支援して伝統工芸家や職人の作業空間確保を推進するほか、伝統技術を活かした新商品の開発を進める事業などについて支援し、活性化を図る。また、伝統産業に従事し工芸技術の継承、育成に貢献した人物への表彰や、工芸作品の展示会等の支援を通じた販路拡大につながる活動の支援を行う。

藩政期から伝えられている職人の高度な伝統技能を継承していくため、平成8年（1996）に開校した金沢職人大学校を活用し、特に中堅の職人を対象とした建築関連の伝統技術後継者の育成に努める。すでに失われた技能については、その掘り起こしと担い手の養成に努め、復興を図る。

## 4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

### (1) 歴史的風致維持向上計画の実施・推進体制

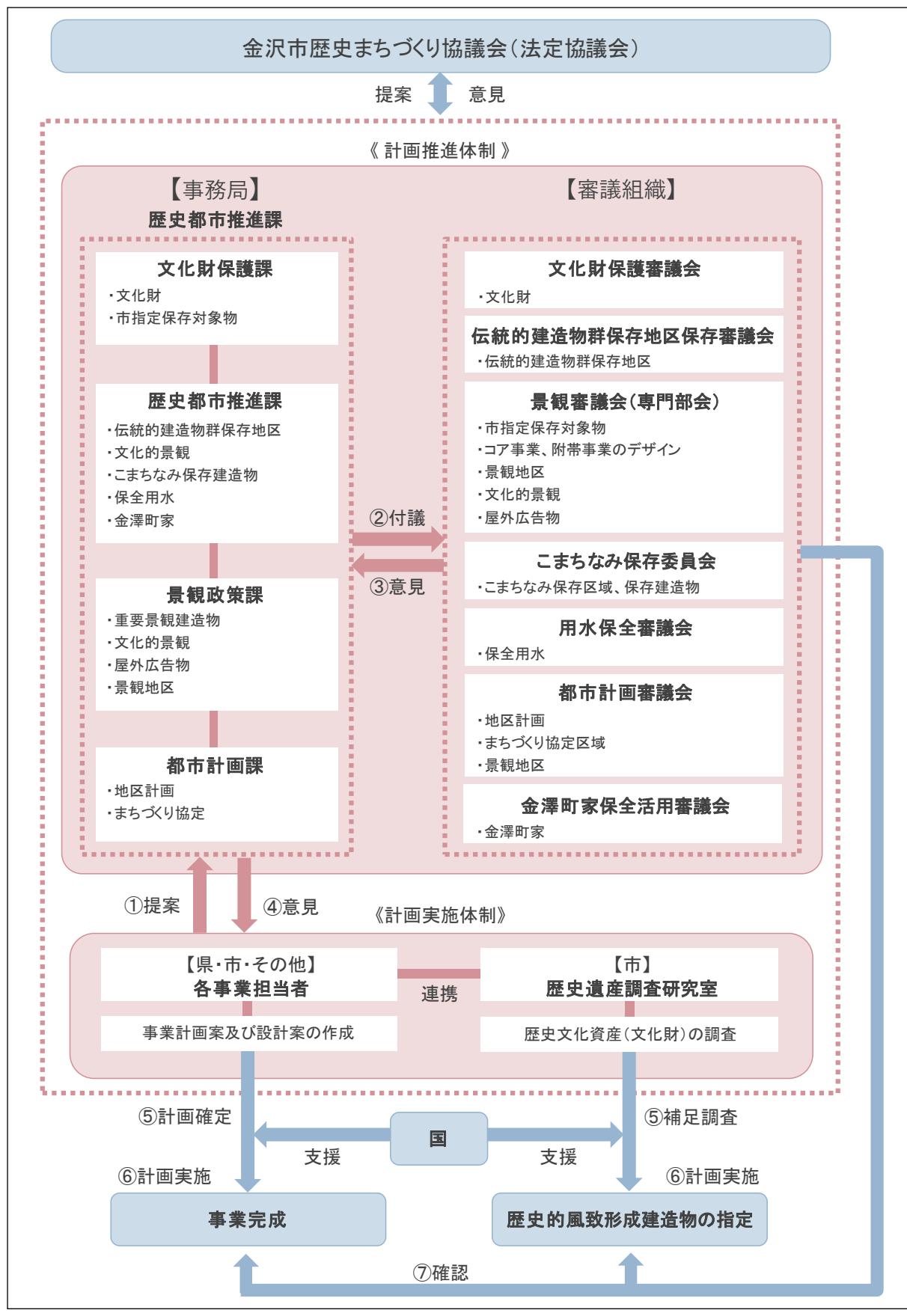
本計画の実施体制にあっては、事業計画案及び設計案を作成する石川県や金沢市等の各事業担当者と、関連する歴史遺産（文化財）を調査するために設置された歴史遺産調査研究室を活用し、相互に連携を図る。

本計画の推進体制にあっては、関連法令や条例の担当課によって構成される事務局と、関連法令や条例等に基づき設置されている審議組織と連携を図るものとする。

計画実施体制は、計画推進体制である事務局へ事業計画案等を提案し、審議組織へ付議し、そこで出された意見は、計画実施体制へ戻される。

その後、事業計画案等を法定協議会「金沢市歴史まちづくり協議会」に提案し、計画の推進や変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行う。

その後、法定協議会を経て、計画実施及び歴史的風致形成建造物の指定を行うほか、事業完成後は、計画推進体制が成果や課題を確認することとする。



## (2) 文化財部局とまちづくり部局の連携体制

本市では、文化財保護と一体となったまちづくりの推進を目指し、文化財保護行政とまちづくり行政との連携を強化するため、地方自治法第180条の7の規定に基づき、平成13年度(2001年度)より市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の事務部局の職員に補助執行することとした。具体的には、文化スポーツ局長に文化財保護に関する事務を補助執行させ、当該事務に関する決裁は文化スポーツ局長に専決させることとしている。なお、文化財保護に関する事務のうち特に重要とされる事案については、下表のとおり教育委員会の決裁事項としている。

### 教育委員会の決裁事項である文化財保護に関する事務

i) 金沢市文化財保護条例に基づく次の事務	
ア.	市指定文化財の指定及びその保持者または保持団体の認定に係る市文化財保護審議会への諮問
イ.	市指定文化財の指定及びその保持者または保持団体の認定
ウ.	市指定文化財の指定の解除及びその保持者または保持団体の認定の解除に係る 市文化財保護審議会への諮問
エ.	市指定文化財の指定の解除及びその保持者または保持団体の認定の解除
オ.	市指定文化財の管理に関する勧告に従わない場合の公表に係る市文化財保護審議会への諮問
カ.	市指定文化財の管理に関する勧告に従わない場合の公表
キ.	市選定保存技術の選定及びその保持者または保存団体の認定に係る市文化財保護審議会への諮問
ク.	市選定保存技術の選定及びその保持者または保存団体の認定
ケ.	市選定保存技術の選定の解除及びその保持者または保存団体の認定の解除に係る 市文化財保護審議会への諮問
コ.	市選定保存技術の選定の解除及びその保持者または保存団体の認定の解除
ii) 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく次の事務	
ア.	伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という）の策定に係る 市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「保存審議会」という）への諮問
イ.	保存計画の策定
ウ.	保存計画の変更に係る保存審議会への諮問
エ.	保存計画の変更
iii) 文化財の保護に関する事務に係る教育委員会規則の制定または改廃に関する事務	

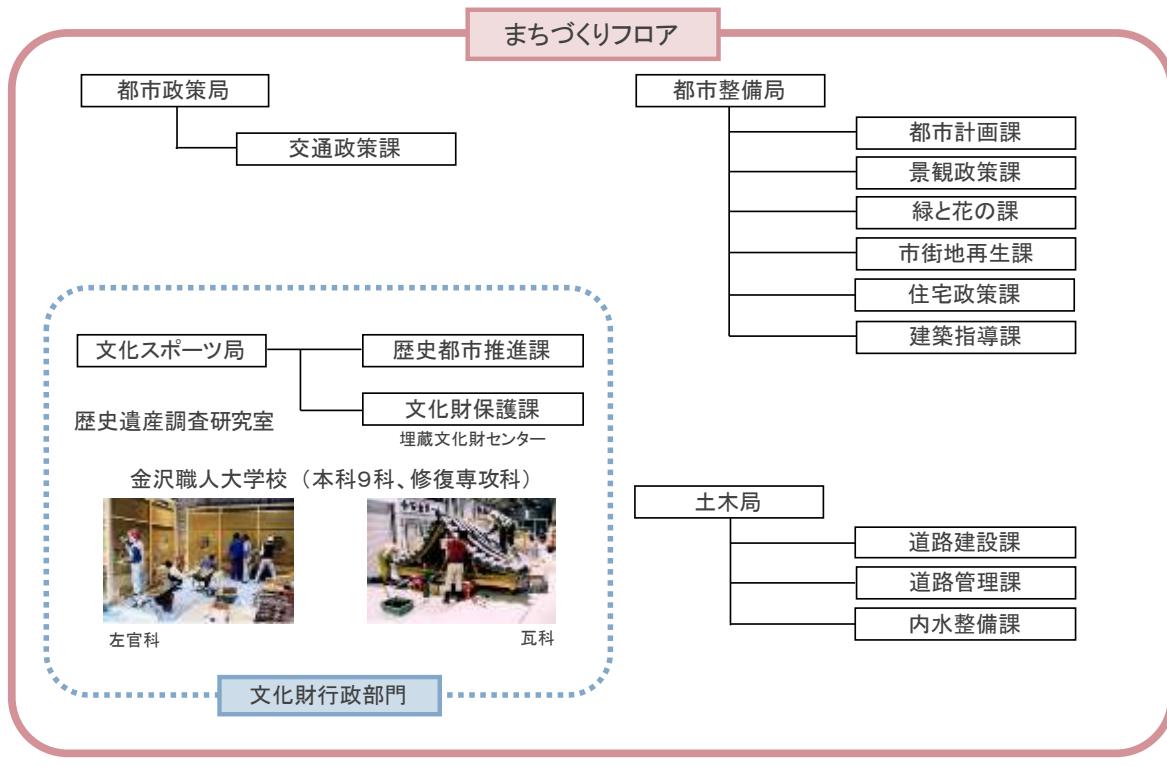
#### iv) 文化財の保護に関する事務に係る法令及び条例に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関する事務

これらの事務のほか、補助執行に関する規則で文化スポーツ局長が専決する文化財保護に関する事務のうちでも、特に重要であると認められるものについては教育委員会に諮らなければならないこととしている。

このように、本市では地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により教育委員会の職務権限とされる文化財保護に関する事務について、根幹をなす事務を市教育委員会が処理することにより、その独立性を担保しながら市長部局で文化財保護行政を補助執行している。

さらに、組織として文化スポーツ局内に文化財の保全、活用を担当する「歴史都市推進課」、「文化財保護課」を置き、文化財を含む市域の歴史文化資産全般の保全、活用、整備並びに指導等に関する業務を行っている。

また、文化財保護とまちづくりの整合を図るため、都市政策局、都市整備局及び土木局の関連課を「まちづくりフロア」として一体的に集中配置することにより、関連課の部局横断的な連携の強化を図っている。



参考) 金沢市は、藩政期から伝承されてきた伝統技能を継承していくため、平成8年（1996）に金沢職人大学校を開校し、中堅職人を対象とした伝統的で高度な技の伝承と保存、人材育成に取り組んでいる。修了生の多くは、市内の文化財を始めとした歴史的建造物の修復などに携わっている。

### (3) 実施主体の役割

#### ①文化財等の所有者または管理者等の役割

歴史的風致の維持及び向上に関して、その中核をなす文化財等の所有者または管理者等は、自らの所有する文化財等が本市の歴史的風致を構成する重要な資産であることを強く認識し、その適切な保全・維持管理に努めるとともに、意識啓発のための一般公開等その積極的な活用を行うことが求められる。

#### ②市民・民間事業者等の役割

本市の歴史と伝統文化に対して高いアイデンティティを形成するため、自らの手でその個性と魅力を磨き高めるという姿勢のもと、市民及び民間事業者等自らがNPOやまちづくり市民団体などの多様な活動を通じ、金沢の歴史的風致の維持及び向上に向けた取り組みに積極的かつ主体的に参加することが求められる。

特に民間事業者等においては、本市の歴史的風致について深く理解し、その維持及び向上のための施策等について誠実に協力し、自らもその施策の実現に向けて各々の事業を展開することが求められる。

#### ③行政の役割

歴史遺産を核としたまちづくりを念頭に、各資産の歴史的特性・文脈に基づく復元整備、まちなみや沿道の修景事業等を推進し、歴史的風致の向上に努めるとともに、伝統技術や伝統芸能等を継承・振興させるため、後継者の育成等事業を積極的に実施・支援する。

施策の実施や評価の段階において、情報の提供及び公開を促進し、市民や事業者等と情報を共有し、様々なニーズの把握に努める。また、歴史的風致の維持及び向上に関して多くの市民や民間事業者等の参画を促し、その活動を積極的に行う人材の育成にも努める。

さらに、歴史的風致の維持及び向上に関して各種啓発事業を積極的に展開しながら、歴史文化アイデンティティの醸成に努め、市民・事業者等と行政の協働による歴史的風致の維持及び向上を実現する。

